

交通事故にあったら

万一交通事故にあわれたら、すぐに警察に届け出ましょう。

道路交通法の規定により報告をする義務があります。
自転車の単独事故など軽微な事故でも警察に届け出ましょう。



どんな事故が対象？

対象となる交通事故

日本国内で発生した次のもの

- 自動車、バイク、自転車等による衝突、転落、接触等の交通事故
(道路上を運行中の事故に限ります。)
 - 電車、航空機及び船舶による事故
(運行中、航行中の事故に限ります。)
 - 車いす、電動車いすの転倒等の事故
(身体障害者手帳所持者、65歳以上の方が道路上で使用中の事故に限ります。)
- ※運行中とは、車両が動いている状態をいいます。

例えば.....

- ・横断歩道を歩行中に車にひかれた。
- ・車を運転中に他車と出会い頭の衝突をした。
- ・自転車で道路を走行中にバランスを崩して転倒した。
- ・電車乗車中に電車の急停止により転倒した。
- ・電動車いすで走行中に道路脇の側溝に転落した。

対象とならない事故の例

- 歩行中の単独事故
(歩行中、石につまずき転倒した等)
- 歩行者同士の事故
- 歩行者が停車中の車両に接触しけがをした場合
- 自転車やバイクを押して歩行中の単独事故
- 停車中の車両からの乗降の際に転倒しけがをした場合
- 車両のドアや窓に手足等を挟んでけがをした場合
- 停車中の車両内でけがをした場合(車両の床が濡れていたため滑って転倒した等)
- 車両の運行に起因しないけがをした場合(運行中の車両内でケンカしけがをした等)
- 一般の人や車両の通行が認められていない場所における事故(家の敷地内、田畑、個人契約の月極駐車場等)

支給制限となる交通事故

- 見舞金を支給しない場合
 - ・会員または見舞金受取人による故意の事故
 - ・地震、噴火、洪水その他天災による事故
 - ・無免許運転による事故(同乗者含む)
 - ・酒気を帯びての運転による事故(同乗者含む)
 - ・統合失調症・てんかん・認知症等で医師から運転を止められている状態での運転による事故(同乗者含む)
 - ・麻薬等の薬物使用時の運転による事故(同乗者含む)
 - ・犯罪行為中の事故(同乗者含む)
- 減額(50%)支給の場合
 - ・速度違反
 - ・居眠り運転
 - ・信号無視
 - ・はみ出し禁止の道路標示を越えた事故
 - ・路上横臥
 - ・軌道内進入
 - ・携帯電話使用
 - ・無灯火
 - ・ヘルメット及びシートベルト等非着用
 - ・自転車及び原動機付自転車の二人乗り
 - ・警報機または遮断機が作動中の踏切への進入
 - ・その他受傷者側に重大な過失があった場合

見舞金請求方法等

請求にあたっては、まずお住まいの市の担当窓口にお問い合わせください。

請求期間

見舞金は、交通事故による災害を受けた日から起算して2年以内に請求してください。

2年を経過した場合は請求できませんのでご注意ください。

〈請求に必要な書類等〉

- 会員証兼領収書(事故日の当該年度のもの)
※手元がない場合は、市担当窓口へお問い合わせください。
- 見舞金請求書
※用紙は市担当窓口にあります。
- 交通事故証明書
(受傷者の氏名が記載されているもの)
※入手できない場合でも、交通事故申立書により見舞金の請求ができる場合があります。市担当窓口へご相談ください。
- 医師の診断書(入通院日のわかるもの)
※診断書の取得には多額の費用がかかる場合がありますので、市担当窓口で確認後に取得するようにしてください。
※診断書に入通院の日付が全て記載されていない場合は、診療報酬明細書等の書類が必要となります。
- 見舞金受取人名義の振込口座のわかるもの
- その他組合長の指定する書類

〈見舞金一覧表〉(令和4年度から変わりました)

この見舞金一覧表は令和4年4月1日以降の交通事故に適用されます。

等級	交通事故による災害の程度	見舞金
1級	死亡	1,000,000円
2級	入院日数 60日以上のけが	300,000円
3級	// 30日 //	200,000円
4級	// 10日 //	100,000円
5級	入院通院の実治療日数60日以上のけが	80,000円
6級	// 50日~59日 //	70,000円
7級	// 40日~49日 //	60,000円
8級	// 30日~39日 //	50,000円
9級	// 20日~29日 //	40,000円
10級	// 10日~19日 //	30,000円
11級	// 5日~9日 //	25,000円
12級	// 2日~4日 //	20,000円
障がい見舞金	身障(1級)の障がい	400,000円
	身障(2級)及び精神(1級)の障がい	300,000円
	身障(3級)の障がい	200,000円
遺児見舞金	遺児1人につき	300,000円

●交通事故を証明する書類が交通事故証明書ではなく、交通事故申立書の場合は、共済見舞金2級から7級は8級50,000円となり、共済見舞金1級及び障がい見舞金は半額となります。

- 死亡とは、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内にその事故が直接の原因で死亡することを含みます。
- 見舞金の対象となる日数は、交通事故による災害を受けた日から起算して1年以内の入院及び通院の実治療日数です。なお、同じ日に複数の医療機関に入院通院しても1日とします。
- 2級から4級は、入院(10日以上)がなければ該当しません。
- 1級から12級で複数等級該当する場合は、見舞金額が高い方の等級となります。
- あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師による施術は、医師の指示(同意ではありません。)による場合のみ、見舞金の対象となります。
- カイロプラクティク・整体は見舞金の対象外です。
- 遺児は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を含みます。

令和3年度の組合の状況

15市の市民の半数以上の方が加入しています。/

組合組織市人口	会員数	会費	見舞金支払件数	見舞金支払額
1,090,588人	593,786人	197,558,300円	1,478件	83,887,500円



詳しくはこちら → <https://www.cheering-nagano.jp/koutsu/>

長野県民交通災害共済

